



# 柏崎市国際規格認証取得支援助成金

企業価値の向上によって社会的信頼を獲得し、経営基盤の強化や新たな産業分野への参入を目指す中小企業の成長戦略を支援します。特に航空機・自動車・医療機器関連分野等におけるセクター規格の認証取得に挑戦する先進事業の取組を積極的に支援します。

【助成金額】 1社につき最大 **50万円**

対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ISOマネジメントシステム規格の取得</li><li>・セクター規格（航空機関連分野JISQ9100・Nadcap、自動車関連分野IATF16949、医療機器関連分野ISO13485等）の取得</li></ul>
対象者	次の各号のいずれにも該当する中小企業者としてします。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業として営む方</li><li>(2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方</li><li>(3) 引き続き1年以上事業を営む方</li><li>(4) 市税を滞納していない方</li><li>(5) 他に同種の助成金や補助金を受けていない方</li></ol>
対象経費	助成事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げるものとします。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 審査登録機関の審査に要する経費</li><li>(2) 内部監査員養成のための研修に要する経費</li><li>(3) コンサルタント指導に要する経費</li><li>(4) その他市長が特に必要と認める経費</li></ol>
助成金額	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とします（1,000円未満切捨て）。 ※一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一年度内で1回に限るものとします。 ※一の助成事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに申請することができます。この場合、助成金の合計額は、50万円を限度とします。 ※本市ウェブサイトにて認定取得者及び助成事業名を公表します。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・柏崎市国際規格認証取得支援助成金交付申請書兼実績報告書</li><li>・認証取得実績報告書</li><li>・経費の領収書等支出証拠書類の写し</li><li>・法人登記簿謄本及び定款（定款は原本証明がされたもの）</li><li>・登録証の写し（登録証が交付されている場合）</li><li>・市税完納証明書</li><li>・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li></ul>
問い合わせ	産業振興部ものづくり振興課（21-2326）